



▲協定書を掲げる3つのコミュニティ運営協議会会長と平井市長
【前列左から】萩尾会長（天拝ふるさと協議会）、平井市長、中嶋会長（二日市わがまち協議会）、寺師会長（二日市北コミュニティ協議会）
【後列左から】出田会長（山口コミュニティ運営協議会）、力久会長（筑紫南コミュニティ運営協議会）、八尋会長（御笠まちづくり協議会）、有村会長（筑紫よかまち協議会）、町田会長（山家コミュニティ運営協議会）、松尾会長（二日市東コミュニティ運営協議会）

筑紫野市地域コミュニティパートナーシップ協定を締結しました

市と新たな3つのコミュニティ運営協議会の間でパートナーシップ協定を締結しました

この協定は、市と地域住民や地域で活動する各種団体が、より安全で安心なまちづくりをめざし、お互いの特性を生かしながら協働によるまちづくりを進めるために締結するものです。

平成21年3月に策定された「筑紫野市地域コミュニティ基本構想」に基づき、7つの協議会が設立され、平成28年に市と7つの協議会の間でパートナーシップ協定を締結しました。

令和8年に二日市コミュニティ運営協議会が解散し、二日市わがまち協議会、二日市北コミュニティ協議会、天拝ふるさと協議会が設立されたことにより、コミュニティ運営協議会が9つになりました。この新たに設立された3つの協議会と市の間で、パートナーシップ協定を締結しました。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。

1677

コミュニティ推進課



パートナーシップ協定について

協定書には、市とコミュニティ運営協議会の関係、市およびコミュニティ運営協議会の役割などについて、次の通り掲げています。

パートナーシップ協定書

- ①市と各コミュニティ運営協議会が対等なパートナーとして、協働によるまちづくりを進めていくこと（第1条）
- ②市は各コミュニティ運営協議会に対し、財政支援などを行うこと（第2条）
- ③各コミュニティ運営協議会は、地域の自主的な活動または市との協働により、各種地域活動に取り組むこと（第3条）

少子高齢化や価値観の多様化など、私たちの暮らしのあり方が変化する中、さまざまな地域課題の解決に向けて、市と地域の一層の協力が期待されています。

今後も、コミュニティ運営協議会の活動に対する支援を行うとともに、市とコミュニティが協力し、住みやすく、選ばれるまちとなるための取り組みを進めていきます。

国民健康保険の高額療養費制度が変わります

医療保険制度改正により、8月
から高額療養費の自己負担限度額
が変わります。

将来にわたり医療保険制度を維
持するため、現役世代の保険料負
担の上昇を抑制しつつ、医療費の
伸びや所得に応じた負担とするた
めの見直しが行われます。

●改正のポイント

①月額上限が引き上げられます。
②多数回該当の自己負担限度額は
据え置かれます。

多数回該当とは、過去12カ月以
内に同じ世帯で高額療養費の支給
が3回あった場合に4回目以降の
自己負担限度額が軽減されるもの
です。

③年間上限額が新設されます。

8月1日から翌年7月31日まで
の期間、外来・入院を含めた自己負
担の合計で計算します。

●高額療養費とは

医療機関などに支払った1カ月の
自己負担額が、年齢や所得に応
じて決められている自己負担限度
額を超えた場合、その超えた分が
高額療養費として払い戻される制
度です。

〔国保年金課 国保担当〕

●高額療養費自己負担限度額

8月1日(土)～ ※()内は7月31日(金)までの金額

	所得要件	区分	3回目まで	4回目以降 ※2	年間上限 ※3
	所得※1				
70歳未満	901万円超	ア	270,300円(252,600円) ○医療費が901,000円(842,000円)を超えた場合は超えた分の1%を加算	140,100円	168万円
	600万円超 901万円以下	イ	179,100円(167,400円) ○医療費が597,000円(558,000円)を超えた場合は超えた分の1%を加算	93,000円	111万円
	210万円超 600万円以下	ウ	85,800円(80,100円) ○医療費が286,000円(267,000円)を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円	53万円
	210万円以下	エ	61,500円(57,600円)		53万円 ※4
	住民税非課税世帯	オ	36,900円(35,400円)	24,600円	29万円

70歳未満の人の場合は、それぞれの病院・診療所において、医療費の自己負担額が21,000円以上となったときに合算することができます。

	所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	年間上限 ※3
70歳以上 75歳未満	Ⅲ (課税所得 690万円以上)	270,300円(252,600円) 【140,100円※2】 ○医療費が901,000円(842,000円)を超えた場合は超えた分の1%を加算		168万円
	Ⅱ (課税所得 380万円以上)	179,100円(167,400円) 【93,000円※2】 ○医療費が597,000円(558,000円)を超えた場合は超えた分の1%を加算		111万円
	Ⅰ (課税所得 145万円以上)	85,800円(80,100円) 【44,400円※2】 ○医療費が286,000円(267,000円)を超えた場合は超えた分の1%を加算		53万円
	一般 (課税所得 145万円未満等)	22,000円※5 (18,000円)	61,500円 (57,600円) 【44,400円※6】	53万円 ※4
	低所得者Ⅱ	11,000円※5 ※7 (8,000円)	25,700円 (24,600円) 【24,600円※6】	29万円
	低所得者Ⅰ	8,000円※5 ※7	15,700円 (15,000円)	18万円

75歳到達月は、国民健康保険と後期高齢者医療制度の自己負担限度額がそれぞれ2分の1になります。

- ※1 所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得の申告がない場合は901万円超とみなされます。
 ※2 過去12カ月以内に同じ世帯で高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降の自己負担限度額です。
 ※3 年間上限は、8月1日～翌年7月31日の1年間で計算します。
 ※4 一部41万円の場合があります。
 ※5 外来の自己負担額の年間上限(8月1日～翌年7月31日)は7月31日(金)までは144,000円、8月1日(土)からは216,000円となります。
 ※6 過去12カ月以内に 外来+入院(世帯単位)の限度額を超えた高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降の自己負担限度額です。
 ※7 外来の自己負担額の年間上限(8月～翌年7月)は96,000円です。低所得Ⅰ・Ⅱだった月が対象です。

省略記号の説明

日 日時・期間 場 場所 対 対象 内 内容 定 定員 料 料金 持 持参物 縮 縮切 申 申込先 問 問い合わせ先 電 電話番号 FAX ファックス番号

道路管理にご協力ください

安全で住み良いまちづくりのため、適切な管理をお願いします。

私有地の草木の適正な管理を

私有地から道路にはみ出ている草木の枝葉などは、通行の妨げや、交通事故の原因となることがあります。

●放置するとなぜ危険なのか

▽見通しが悪くなり、出会い頭の事故を誘発します。

▽道路標識やカーブミラーが覆い隠されることで、交通ルールが守られなくなります。

●管理の責任は所有者にあります

私有地の樹木は土地所有者に所有権があり、緊急時を除き、市が切ることはできません。万が一、はみ出した草木が原因で事故が発生した場合、所有者の管理責任を問われる可能性があります。安全に道路を利用できるよう、所有者で剪(せん)定や伐採など、適切な管理をお願いします。

道路上に段差解消ブロックを設置しないでください

私有地との段差を埋めるため、公道上に段差解消ブロック(スロープ)を設置していませんか？実は、公道上にこれらを置くことは法律で禁止されています。

●設置によるリスクと弊害

▽高齢者や子どもにとって、予期せぬ段差は大変危険です。

▽道路の側溝の上に置くことで、雨水の流れがせき止められ、道路に水たまりができることがあります。

●段差を解消するための正しい方法

敷地出入りのために、段差をなくしたい場合は、歩道や縁石の一部を低く作り替える「道路の切り下げ工事」という方法があります。工事費用は自己負担ですが、一度施工すれば安全かつ合法的に段差を解消できます。

なお、道路の切り下げ工事を行うためには、申請が必要です。詳しくは問い合わせください。

申 園 管理保全課管理担当

草木の管理



剪(せん)定・伐採後



剪(せん)定・伐採前

道路の切り下げ



道路の切り下げ工事後



ブロック撤去前

道路の損傷などを発見した場合は、情報提供をお願いします

道路の陥没や水路・側溝のつまり、道路法面が崩れているなど、異常を発見した場合は、市に通報をお願いします。市のLINE公式アカウントでは、市役所の開庁時間外でも通報ができ、該当場所の説明も簡単にできます。

通報できる内容の例

- 道路の陥没、穴ぼこ
 - 側溝の詰まり、ふたの破損
 - 道路法面の崩れ、土砂の流出
 - カーブミラーの破損
 - ガードレールの破損 など
- ※緊急の場合は電話でもご連絡ください。

③システムの問いに答えながら、位置情報を送信します。写真や状況を入力すると通報が完了します。



②基本メニュー画面で「損傷個所の通報」を選びます。



①市のLINE公式アカウントを友だち登録してください。



▲登録はこちら

LINEでの通報方法